

公 募 公 告

次のとおり公募に付します。

令和5年1月26日

厚生労働省所管国有財産部局長
国立武蔵野学院長

1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 国立武蔵野学院における清涼飲料水等自動販売機の設置・運営業務
- (2) 業務内容 清涼飲料水等自動販売機の設置・運営
- (3) 募集台数 飲料自動販売機 2台
- (4) 設置期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

2. 設置場所及び設置台数

国立武蔵野学院 埼玉県さいたま市緑区大字大門1030
本館職員通用口横 敷地 0.85㎡ 1台
養成所玄関横 敷地 0.85㎡ 1台

3. 国有財産の使用許可

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定に基づく行政財産の使用許可により設置する。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 経営の状況、信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以

- 下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
 - (11) 次の要件を満たす者であること。
 - (a) 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の応募申請書及び企画提案書提出期限の直近2年間(才及びカについては2保険年度)の保険料の滞納がない者であること。
 - ア. 厚生年金保険
 - イ. 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ウ. 船員保険
 - エ. 国民年金
 - オ. 労働者災害補償保険
 - カ. 雇用保険
 - ※ 各保険料のうち才及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る)こと。
 - (b) この公募の応募申請書及び企画提案書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - ※ これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ5(1)の問い合わせ先に照会すること。

5. 募集要領等の交付

(1) 交付場所及び問い合わせ先

〒336-0963 埼玉県さいたま市緑区大字大門1030
国立武蔵野学院 庶務課 会計係
電話 048-878-1260(音声ガイダンス「3」)

(2) 交付期間

令和5年1月27日(金)から令和5年2月21日(火)まで

6. 応募申請書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年2月27日(月) 17時まで
- (2) 提出場所 上記5(1)に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は提出期限内必着)

7. 選定方法

公募要領に基づき提出された企画提案書等の審査等を実施し、最も優れた提案等を行った者を選定する。

8. その他

詳細は、公募に関する募集要領による。